

行政に対する信頼の醸成条件

藤井 聡 (東京工業大学)

要約

本研究では、公共事業の合意形成問題における公共受容の問題を考えるために、受容意識に関わる因果関係と信頼の醸成に関する仮説を措定し、それを検証するための実験を行った。すなわち、受容意識は自由侵害感と公正感に、公正感は手続き的公正感と分配的公正感と公共利益増進期待に、そして、手続き的公正感と公共利益増進期待は行政に対する信頼にそれぞれ影響を受けるという仮説を措定した。また、公共事業の趣旨を理解している場合には、そうでない場合よりも、その公共事業の実施者に対する信頼の水準は高くなるという仮説を措定した。以上の仮説を検証するために、都心部の渋滞や大気汚染を緩和する目的で都心部への自動車流入に関する罰金を伴う規制施策を実施するという想定シナリオ実験 (n = 800) を行ったところ、以上の仮説を支持する結果が得られたと共に、行政への信頼は受容意識、自由侵害感、公正感、分配的公正のそれぞれに対しても直接的な影響を及ぼしていること、ならびに、公共事業の趣旨の教示の信頼に対する効果は、罰金額が一万円の場合の方が千円の場合よりも小さいという結果が得られた。

キーワード：合意形成、公共事業、信頼、公正感

A condition of development of trust toward public administration

In this study, it was hypothesized that 1) acceptance of public works is influenced by infringement on freedom and fairness, 2) fairness is influenced by procedural fairness, distributive-fairness and expectation of increase of public interest, and 3) procedural fairness and expectation of increase of public interest are influenced by trust toward public administration. It was also hypothesized that trust is higher when people understand the necessity of public works than when they do not. These hypotheses were confirmed by data from a scenario experiment (n = 800), in which an imaginary car restriction policy is imposed on an urban area for the purpose of reduction of traffic congestion and air pollution. The data also indicated that trust had direct effects on infringements on freedom, fairness, distributive fairness, and acceptance.

Key words: acceptance of public works, trust, fairness

序論

本研究は、「公共事業」をはじめとする社会的な意思決定の問題をとりあげる。そして、適切な社会的意思決定がなされるためには、代議制民主制が適切に運用されることが不可欠であり、かつ、そのためには、人々が社会的な意思決定を受容することが重要な必要条件であるという認識の下、公共受容を支える一人一人の住民、国民の受容意識に影響を及ぼす要因を理論的に想定し、その因果関係に関する仮説を措定する。そして、その仮説をデータに基づいて検定すると共に、最終的に人々の受容意識に肯定的な影響を及ぼしうる条件を探ることを、本研究の目的としている。ここではまず、適切な公共事業のためには公共受容が存在することが不可欠であることについて、ならびに、一人一人の受容意識に影響を及ぼす要因についての仮説を、以下において述べることにしたい。

公共事業における公共受容

「公共事業」とは公共に関わる事業である以上、いかなる公共事業を為すかの判断や選択は社会的意思決定 (social decision making) に他ならない (c.f. 佐伯, 1980)。ここに、社会的意思決定とは、意思決定者が一人に限られる個人的意思決定 (personal decision making) とは、次の二点において本質的に区別される。すなわち、意思決定プロセスに複数個人が関与する集団意思決定 (c.f. 亀田, 1997) であるという意味において社会的であり、かつ、意思決定の帰結が複数個人に影響を及ぼす政治的意思決定 (c.f. 橋爪, 1992) であるという意味において社会的である。

無論、社会的意思決定には様々の方式が存在する。例えば、藤井 (2004a) においては、社会的意思決定は「中央決定方式」と「民主的決定方式」に大別され、さらに、前者は「権力」によるものと「信頼」によるものに、後者は「議論」によるものと「投票」によるものとにさらに分類されている。その上で、現実の社会的意思決定は、それらの種々の社会的意思決定方式の複合体として構成されていると指摘されている。

その中で、我が国を含めた多くの近代国家において採用されている代表的な政治制度が「代議制民主制」である (Mill, 1861)。代議制民主主義は、直接民主主義と対置される民主政治であり、集団意思決定における民主制の様々な「弱点」を現実的に回避する方法論と位置づけることができる (藤井, 2004a)。

ここに、民主的な決定方式には、例えば投票型の方式の場合にも、個々人の選好を矛盾

無く集約せしめる合理的な唯一の意思決定方式は存在しないという問題点が存在し (Condorcet や Sen のパラドクス, Arrow の一般不可能性の定理等; c.f. 佐伯, 1980), また, 議論を前提とした民主的方式においても, 議論を繰り返しても結局は全体の意見は当初の選好の分布をより極端にせしめるだけに終わる, といういわゆる「極化」の問題を孕んでいる (c.f. 亀田, 1997). さらに, 集団意思決定は, 集団内の優秀な一個人の個人的な意思決定よりも意思決定の「質」の観点から劣る傾向も指摘されている (c.f. 亀田, 1997). こうした民主的決定方式の諸問題は, 理想的な選好集約方式や議論が存在しがたいことを含意しているものであり, したがって, 全員が参加する直接選挙や全員が参加する議論は膨大な社会的費用を生む一方, 良質な意思決定を得ることができないこともあり得るとの危険性を暗示している.

その一方で, 民主制においては, 手続き的な公正 (Lind & Tyler, 1988; 大淵, 2004; Thibaut & Walker, 1975) を保証することが期待できるし, また, 種々の多様な意見を保証することにより, 社会における全体的な生態学的な合理性を担保することも期待できる (藤田・亀田, 2000). こうした長所と短所を併せ持つ民主制を有効に機能せしめる方法論とは何かを模索した時, 中央決定方式と民主的決定方式の両者の長所を取り入れる「代議制民主制」の有効性が浮かび上がる. すなわち, 良質な結果を保証するためには, 一部の優秀な個人の中央決定を尊重するという立場を基本としながらも, それを補完する形で民主的な決定方式を部分的に採用する方法として, 代議制民主制が位置づけられるのである (c.f. 藤井, 2004a).

しかし, いかなる政治制度も単なる制度にしか過ぎない. 最善の制度なるものがあり, その制度さえあれば, 良質の結果が常に保証される, ということは決してあり得ない. それをいかに運用すべきなのか, そして, それに関わる一般国民を含めた全ての人々にどのような資質が必要なのか, という諸条件が満たされてはじめて, 適切な社会的意思決定が保証されることとなる. 事実, 代議制民主制の有効性を主張した Mill は, その著書「代議制統治論」(1861) の中で, 代議制民主制が適切に運用されるためには, 様々な条件が保証される必要がある事を強調している. その中でも特に, 次の3つの条件が最も重要な「根本条件」とであると主張している.

- 「一, 国民が, すすんでそれをうけ入れようとしていなければならず,
- 二, 国民がその保持に必要なことを行う意思と能力をもっていなければならず,

三、国民が、それがかれらに課する義務を履行し、職務を果たす意志と能力をもって
いなければならない (p. 100, Mill, 1861, 傍点は筆者挿入)

この3つの条件が含意することは、一般の国民が適切な資質を持ち得る人々を代議士として選出できる能力を持ち、そして、選ばれた代議士、あるいは、中央決定をなす行政の人々が適正に中央決定を行う、ということが、代議制民主制が機能するために不可欠であることを含意している。しかし、Millの主張は、それらの諸条件の中でもとりわけ、「一般の国民が“統治”，具体的に言うならば代議士や行政が下した中央決定を“受容”すること」が重要であることを含意している(藤井, 2004a)。そのことは、上記の3根本条件の中でも、受容の問題が第一に挙げられていることから示されているだろう。事実、適切な代議士が選出され、その代議士が適切に判断をし、適切な公共事業が実施されたとしても、人々がその公共事業を拒否するのなら、代議制統治/代議制民主制はその機能を停止してしまうことは明らかである。例えば、公共利益の増進のためには必要とされようとして決定が下された公共事業が、地元住民の反対のために建設できないまま放置されてしまうという問題は、まさにその典型例として挙げることができるだろう。

この問題こそ、「公共受容」(public acceptance)の問題である。すなわち、公共事業の意思決定をはじめとする社会的意思決定を適切に行うためには、現実的には代議制民主制を適切に運用することが不可欠であり、そして、適切に代議制民主制を運用していくためには、公共受容の問題を適切に対処することが大前提なのである。かくして、成熟した民主制における良質な公共事業を実施するためには、公共受容の問題は避けて通れない最も“根本的”な問題として位置づけられなければならないのである。

受容意識の規定要因

図1に、公共受容を支える、ひとり一人が公共事業等を主体的、自主的に受容する意識、すなわち、「受容意識」の規定要因構造に関する本研究の仮説を示す。以下、図1の仮説において想定されるそれぞれの因果関係について述べる。

図1

自由侵害感と公正感 バーロンらの一連の研究により、公共事業等の中央決定に対する人々の受容意識には、二つの心理要因が重要な役割を演ずることが知られている(Baron, 1995; Baron & Juney, 1993)。自由侵害感(infringement on freedom)と公正感(fairness)である。当該の公共事業によって自らの自由が侵害されると認識する傾向が強い程反対す

る傾向が強まる一方で、その公共事業が公正なものであると強く認識するほど賛成傾向が強まる。例えば、規制的な交通政策としてロードプライシングを取り上げた一連の研究において、スウェーデン、日本、台湾、ドイツなど様々な国において、この両者が受容意識の重要な規定要因であることが確認されている (Bamberg & Rölle, 2003; 藤井, 2003; 2004; Jakobsson, Fujii & Gärling, 2000) .

分配的公正感と手続き的公正感 公正感に関する従来のような研究 (c.f. Lind & Tyler, 1988; 田中, 1997) の中で、意思決定の結果についての公正感、すなわち、分配的公正 (distributive fairness) と、意思決定の手続きについての公正感、すなわち、手続き的公正 (procedural fairness) とに分類されることがしばしば行われてきた。

分配的公正は、特定の資源を分配する時の公正さであり、その判断の基準には、いくつかの代表的なものがある。例えば、全員に等量ずつ分配することを公正 (公平) とみなす “ 平等さ ” (equality) , その資源を獲得するための努力の量に応じて分配することを公正 (公平) とみなす “ 衡平さ ” (equity) などが代表的な分配的公正さの基準である。一方、手続き的公正感は、社会的意思決定の結果に関する公正さを意味する分配的公正とは異なり、決定の結果を導いた意思決定のプロセス、すなわち「決め方」に関する公正さを意味する。

この二つの公正感は、人々の公正判断において重要な役割を担うと考えられるが、税制や政府の政策などの公共事業の公共受容問題においては、分配的公正感よりも手続き的公正感の方が大きな影響を持つという結果が示されている (Fujii, Kitamura & Suda, 2004; Rasinski & Tyler , 1987; Tyler & McGraw, 1985) .

また、行政上の運営の観点からも、手続き的公正を保証することの方が、分配的公正を保証することよりも、現実的であるとも指摘されている (藤井, 2004a) . 分配的公正の回復を図るためには、結果そのものを何らかの分配的公正の基準で再配分することが求められよう。しかし、数万人、数十万人、場合によっては数百万人以上の人々が関与する大規模な公共事業において、その便益や費用を万人に公平な分配することは現実的に不可能である。現実の公共事業における様々な合意形成問題の大半は、こうした “ 回避しがたい不公平さ ” にその本質的原因を求めることができる (土木学会誌編集委員会, 2004) . その一方で、人々が公正であると判断しうる行政的手続きを模索することは、万人にとって公平な分配を達成することよりも現実的であると期待できよう (c.f. Leventhal, 1980) . なぜなら、手続き的公正が関わる “ 手続き ” は、分配的公正が関わる “ 資源 ” あるいは “ 便

益や費用”よりもより曖昧であり、それゆえに、万人が公正であると考え余地が残されているからである。例えば、手続き的公正感の高揚を期待するには、Leventhal が指摘するようないくつかの条件を満たすべく行政上の手続きを改変していくというアプローチも考えられるし、後に述べる手続き的公正の規定要因に配慮するアプローチも考えられる。こうしたいくつかのアプローチが行政的な現実性を伴うなら、例え分配的公正が保証されなくとも、手続き的な公正が保証され、それを通じて公正感、ひいては、受容意識の高揚が期待できることとなる。

行政への参加と信頼 手続き的公正さを保証する最も直接的な方法は、“実際”の行政手続きを公正なものに改めることであろう。例えば、Leventhal (1980) によるなら、「代表性」「判断の不偏向性」「手続きの一貫性」「正確さ」「修正可能性」「倫理性」などの一連の条件を満たすような手続きを採用するなら、人々はその手続きを公正と見なすであろうと指摘されている。ただし、これらの条件を全て満たすことは必ずしも容易ではない。例えば、「手続きの一貫性」と「修正可能性」のトレードオフの調整は容易ではなく、また、遠い将来にまで影響を及ぼす公共事業の効果を「正確」に分析することも容易ではないからである。

その中で、現実的に可能なアプローチは、行政手続きへの住民の参加を促進するというものである。自らが意思決定に参加することで、自らの望む方向に意思決定を誘導する可能性、すなわち、結果をコントロールする可能性が生じ、それを通じて手続き的公正感の高揚が期待できることとなる (c.f. Lind & Tyler, 1988)。それに加えて、住民の参加を促進すれば、多様な主体が意思決定プロセスに関与することとなり、その結果、「代表制」「判断の不偏向性」「修正可能性」等が担保されることへの期待が生ずることでも、手続き的公正感の高揚が期待できることとなる。具体的な行政的アプローチとしては、行政手続の中で、PI (パブリック・インボルブメント) や PP (パブリック・パーティシペーション、住民参加) などを推進していく方法が考えられる (土木学会誌編集委員会, 2004)。

しかしながら、行政手続きの選択において、“人々が公正だと思われるものを採用する”という基準のみを採用しては、政治哲学的な様々な議論の中で繰り返し議論されている“正統性”の議論から逸脱してしまうことは避けられない (c.f. Chesterton, 1908; プラトン(著)・藤沢(訳)1971)。行政制度の改変は、心理学的基準のみならず多面的な基準に基づいて検討すべき問題であり、心理学的基準を参照し、重視つつも、政治哲学的議論を中心とした慎重な議論が不可欠であることは論を待たない。

一方、仮に自分自身が社会的意思決定に全く関与していなかったとしても、議会や政府が行う社会的意思決定プロセスが公正である判断することも十分にありうる。例えば、人々が、議会や政府などの中央決定方式における意思決定者が“誠実である”との期待を形成していると考えてみよう。こうした人々は、意思決定者を不誠実であるとする人々よりも、意思決定者を監視しようとする動機も低いものであろう。そして、意思決定者を監視するために、そして、意思決定の結果をコントロールするために、意思決定に自らが関与しようとする動機も低い水準となるだろう。そして、自らが監視しなくとも、参加しなくとも、公正な手続きで行政を進めていると信ずる傾向は高いものとなるだろう。すなわち、行政が誠実であるとする心的傾向は、行政手続きが公正であるとする心的傾向の重要な規定要因と考えられるのである。ここで、前者の心的傾向こそ、これまでの様々な既往研究の中で議論されてきた“信頼”に他ならない (Cook, 2001; Kramer & Tyler, 1996; Kreps, 1990; Slovic, 1993, 山岸, 1998)。こうした誠実性についての肯定的期待は、例えば、直接的に“誠実性の信頼”と解釈することもできるし (藤井・吉川・竹村, 2004)、山岸 (1993) の信頼の分類に基づくなら“狭義の信頼”と解釈することもできるだろう。あるいは、Kreps (1990) のゲーム理論に基づくなら、“他者から不利益がもたらされるリスクと利益がもたらされる可能性の双方が存在するという不確実な状況 (vulnerable situation) に、あえて自らの身を置こうと考える心的傾向”を意味するものとも解釈できよう (藤井他, 2004; Fujii, Kikkawa & Takemura, in press)。本研究では、これらの研究の中で“誠実性の信頼”, あるいは、“狭義の信頼”と呼ばれていたものを“信頼”と呼称するが、この用語を用いるなら、以上に述べた議論は、行政に対する信頼が、政府の行政手続きについての公正判断において重要な規定要因となるであろうということの意味している。すなわち、行政や政府に対する信頼が、公共事業に関する手続き的公正を規定する一要因であろうと考えられるのである。

公共利益増進の期待と信頼 以上に加えて、公正判断において重要な要因として、「公共利益増進の期待」が挙げられる (藤井, 2003)。ここに、公共利益増進の期待とは、その公共事業を行った際、公共利益、すなわち、社会の利益が、どの程度増進するか、という信念、あるいは、期待である。この期待が大きければ、人々は、その公共事業は“公正で正しい事業である”と判断する傾向が増進するものと期待される。これまでに、公共利益の増進期待が、受容意識に肯定的影響を及ぼすことは、いくつかの研究で確認されている (藤井, 2004b; Bamberg & Rölle 2003; Fujii, Gärling, Jakobsson & Jou, 2004)。

一方、公共利益増進の期待を規定する最も重要な要因は、その公共事業が実際にどの程度公共利益を増進するものであるか、というものであろう。しかし、一般の人々は、それぞれの公共事業がどの程度公共利益を増進させるのかについての客観的な判断を下す程に、十分な専門知識を持つことは希であろう。そうした不確実性が存在する場合、人々の行政の誠実性を期待する傾向が高い人は、それが低い人よりも、期待する公共利益増進は、相対的に大きなものとなるであろう。すなわち、行政に対する信頼は、公共利益増進期待に正の影響を及ぼすことが予想される。

信頼の醸成に寄与する条件

以上論じたように、公共事業の受容意識形成過程において、行政への信頼は重要な役割を担うものと予想される。信頼の醸成に関しては、これまでに例えば中谷内と渡部の一連の研究（中谷内・渡部, 2002, 2003a, 2003b; 渡部・中谷内, 2003）で、自発的な安心装置の供出によって信頼の高揚が見られることが確認されている。同様の知見が公共事業における行政の信頼問題においても生ずることが針谷・藤井（2003）によっても確認されている。

自発的な安心装置の供出 ここに、自発的な安心装置の供出とは、被信頼者が信頼者に対して、もしも自分（被信頼者）が信頼者の信頼行為を裏切ることがあれば、裏切りのインセンティブを超過する罰則が自分（被信頼者）に降りかかる状況を自ら提供する、という事態を意味する。具体的には、被信頼者自身が、信頼者に自分を監視し制裁を加える状況（あるいはシステム）を自発的に創出するという事態に相当する。このシステムこそ、“安心装置”と呼ばれるものであり、それを自発的に提供することで信頼の高揚が期待される。

これを現実の行政にあてはめて考えるなら、住民（信頼者）に行政（被信頼者）に提供可能な安心装置として“情報公開”等を“自発的”に導入し、そこで発覚した行政側の何らかの“背信行為”を、例えば司法システムに訴えることを“奨励する”ということで、行政への信頼が回復することが期待できるであろう。しかし、一旦そうしたシステムを行政的あるいは法的に定めてしまえば、その施行以降の行政者による情報公開等はいずれもそのシステムに“従う”行為となってしまう。それゆえ、それ以降の行政者が信頼の回復を図るには、より強力な監視と制裁システムを“自発的”に導入することが必要となる。すなわち、現実の行政上の合意形成問題において、行政に対する信頼の醸成を期待する場

合, 自発的な安心装置の供出は, 一時的措置としては意味を持ちうるものの, 永続的措置としては機能しがたいアプローチであると言わざるを得ないのである .

情報依存的信頼 この様に考えれば, 現実的な公共事業の合意形成問題を考えるためには, 信頼醸成に関するより現実的なアプローチが必要とされているものと考えられる . ここで, 素朴な信頼醸成のアプローチとして信頼の情報依存性 (山岸, 1998) に関連したアプローチが考えられる . すなわち, 被信頼者の実際の “信頼に足る行動” (以下, 信頼性行動) を信頼者が知覚することで, 信頼者の被信頼者に対する信頼の水準の高揚を期待するアプローチである . これまでにも, 信頼性行動の知覚が信頼の水準に及ぼす影響について研究がなされてきているが (林, 与謝野, 2002; 菊地・渡邊・山岸, 1997; 小杉・山岸, 1998; 針谷・藤井, 2002), それらの多くは, 他者の信頼性情報を人々が知覚した際に生ずる一般的な影響に着眼したものというよりはむしろ, “一般的信頼” (山岸, 1998) の水準と他者の信頼性情報に対する感度との関連についての分析であった . そして, 合意形成問題の文脈の中で信頼の醸成に着目した分析は十分な知見が重ねられているとは言い難い .

しかし, もしも信頼の醸成に資する基本的な情報が被信頼者についての信頼性行動についての情報であるとするなら, 公共事業の合意形成問題における行政の信頼に関して, 次のような議論が成立する可能性が考えられる .

もし, 人々がある公共事業の必要性や合理性を理解していない場合では, その公共事業を進めるといふ行政の行為が行政の “信頼性” を反映した行為と解釈されるとは考えがたいだろう . ところが, その公共事業の必要性, 合理性を理解している場合においては, その公共事業を進めるといふ行為は, 公共の利益に資する行為であると人々は認識する傾向は増進するであろう . それゆえ, 人々が, その公共事業を進めようとしているという情報を, その公共事業を進めようとする “行政の信頼性を反映する情報” として解釈する傾向は, 先の場合 (すなわち, 公共事業の必要性や合理性を理解しない場合) よりも, 相対的に高いものとなるであろう . かくして, 本研究では, 信頼の醸成に関して, 次のような素朴な仮説が演繹されることとなる . すなわち,

「行政が公共事業を実施するという事態を知覚した際, その公共事業の必要性を理解している場合の方が, その必要性を理解していない場合よりも, その公共事業の実施者である行政に対して, より高い信頼を形成する .」

本研究では, 先に述べた受容意識の規定要因についての諸仮説を検証すると共に, 以上の信頼醸成に関する仮説を検証するためのシナリオ実験を行う .

方法

参加者 本研究では、全国の20歳以上の自動車通勤者を対象にインターネット上のWebの形式でシナリオ実験を実施したデータの一部である800名(男性495人, 女性305人, 年齢平均=36.37歳, 年齢標準偏差=8.22)のデータを用いる。なお, この調査の参加者は, 自動車通勤者のみを抽出することを目的として実施したインターネットによる事前調査より4171人の自動車通勤者を抽出した後に, その中からさらに無作為に抽出したものである。

シナリオと実験条件 シナリオ実験では, シナリオ全文を画面に表示してその読了を要請した。本研究では, 概して受容意識が低く, したがって, 公共事業の合意形成問題でしばしば取り扱われてきた規制的な政策の導入問題を取り扱うこととした(Baron & Juney, 1993; Bamberg & Rölle, 2003; Jakobsson, et al. 2000)。そして, 本実験におけるシナリオでは, 参加者はとある都市郊外に住み, その都市の都心部に通勤していると想定するよう教示し上で, 居住者やバス, 緊急車両などの一部の車両を除く全ての一般車両の都心部への乗り入れを禁止し, それに違反した場合には罰金を課すという法律が導入されることとなった, と教示した。なお, 先に事前調査を実施した上で自動車通勤者のみを抽出したと述べたが, これは, 以上のシナリオについてより容易に理解しうる参加者を対象に実験を行うことを目的としたためである。

参加者の800名は, 「事業趣旨教示の有無」(2水準)と「罰金額の水準」(2水準)に応じて異なる, 合計4群に無作為にそれぞれ200名ずつ割り付けた。ここに, 罰金額としては千円と一万円を設け, また, 説明の有無とは, シナリオ文において法律の導入について言及する直前において, 『その都心部には慢性的な道路交通渋滞が生じ, その結果, 「大気汚染」「周辺環境の悪化」が深刻な問題となっている。』という一文が挿入されているか否かを意味する。ここに, 事業趣旨教示の有無は, 信頼醸成の仮説を検証するために設定した条件である。また, 罰金額の水準の条件は, 信頼醸成の仮説の妥当性が, 罰金額に表される“強制性の程度”(Baron, 1995; Baron & Juney, 1993)に左右されるか否かを探索的に検証するために設けた条件である。

調査項目と尺度 以上のシナリオの熟読の要請の後に, 再読をさらに要請した上で, 上記の法律に対する受容意識やその他の心理要因を表1に示す尺度にて測定した。本研究で

は、こうして得られたデータを用いて、この法律に対する受容意識を従属変数とした分析を行う。なお、本研究では、シナリオを用いた実験を行うことから、直接的に参加者の「行政への参加」を取り扱うことは困難であると考え、行政への参加を変数の一つとして取り扱うことを回避した。行政への参加が受容意識に及ぼす影響については、今後の課題としたい。

なお、尺度を構成するために、受容意識、公共利益増進期待、行政への信頼の3つの心理要因についての信頼性分析を行った。その結果、信頼性指標は良好な値が得られたため(表1参照)、これら3つについては、複数尺度の平均値で尺度を構成した。

結果

実験条件の効果

表2に実験条件別の各尺度の平均値と標準偏差を、表3に、事業趣旨教示と罰金額を要因とした各尺度の分散分析結果を示す。表3より、罰金額の主効果が有意となった尺度は無いことが分かる。しかし、事業趣旨教示については、受容意識に対しては有意な主効果が、分配的公正感、手続き的公正感と信頼のそれぞれに対しては有意傾向の主効果が示された。表3に着目すれば、それらの尺度はいずれも、事業趣旨説明がある場合の方が無い場合よりも高い水準であることが分かる。すなわち、事業趣旨の教示が存在しており、公共事業の趣旨について一定の理解が存在していると考えられる場合においては、その公共事業を実施することで行政に対する信頼や分配的公正感、手続き的公正感、そして、受容意識のそれぞれが高揚する傾向が存在することが示された。

表2

表3

ここで、事業趣旨教示によって行政に対する信頼が高揚する傾向が確認されたという結果は、行政の公共事業の存在を知覚した際にその公共事業の必要性を理解している場合の方がその公共事業の実施者である行政に対してより高い信頼を形成するであろう、という本研究の仮説を支持するものと言える。

ただし、両要因の交互作用に着目すると、信頼においてのみ有意傾向の効果が見られた。表2に着目すると、罰金額千円においても罰金額一万円においても事業趣旨教示がある場合の方が信頼の水準は高いものの、前者の方がより大きいことが示されている。なお、事業趣旨教示がある場合とない場合の信頼の平均値の差異についてのt検定より、罰金額千円の場合には事業趣旨教示の有無によって信頼の水準が有意に異なることが示された一方

(t [$df = 398$] = 2.56, $p < .05$), 罰金額一万円の場合には有意差は認められなかった ($t = 0.42$). この結果は, 本研究の信頼の醸成に関する仮説は, 罰金額千円の場合には支持された一方, 一万円の場合には支持されなかったと解釈できる.

受容意識についての因果関係の仮説検定

本研究では, 受容意識に影響を及ぼす先行要因についていくつかの因果関係についての仮説を掲定している(図1参照). 本研究では, 受容意識, 自由侵害感, 公正感, 手続き的公正感, 分配的公正感, 公共利益増進期待, そして信頼の7つの変数の間の因果仮説を検定するために, 構造方程式モデルを用いる.

基本モデル 図1に示す各心理要因間の因果関係を前提として共分散構造分析を行った結果を表4に示す. これより, 理論仮説で提案した因果関係は全て有意となったが, モデル全体としては良好な適合度が得られなかったことが分かる.

表4

因果パス追加モデル 基本モデルの因果パスが全て有意となった一方で, モデル全体の適合度が良好で無かった理由として, 理論的検討において想定した因果仮説以外の因果パスが存在する可能性が考えられる. ついては, 因果構造について表5に示した4つの階層を考えた. ここに, 受容意識の先行要因として規定した諸変数に関わる表5の第二階層以下はそれぞれ次のような意味を持つ. まず, 第二階層の2要因は, 受容意識の主要な規定要因として Baron (1995) および Baron & Juney (1993)が想定した2要因である. また, 第三階層の3要因は, 社会的公正に関わるいくつかの先行研究に基づいて想定した公正感の規定要因である(c.f. 藤井, 2004b; Fujii, et al., 2004; Lind & Tyler, 1988; 田中, 1997). そして, 第四階層として想定した信頼は, 第三階層の諸要因の規定要因として本研究で想定した要因である.

表5

以上の階層構造を考えた上で, 第 n 階層の要因は第 k 階層 ($k > n$) の要因に影響を受けるが, 第1階層 ($1 \leq n$) の要因には影響を受けないという制約の下で, 全ての因果関係を検討したところ, 図2に示した因果関係がいずれも有意となった. すなわち, 図1で想定した因果仮説に加えて, 信頼が全ての心理要因に対して有意な直接効果を持つ一方, 手続き的公正感が受容意識に有意な直接効果を持つことが示されることとなった. これにより, モデルの適合度は改善された. しかし, 十分な水準には未だ達していない結果となった ($\chi^2 = 384.7, p < .001$).

図2

因果パス追加・誤差共分散推定モデル 十分な適合度が得られていない理由の一つとし

て、本研究で測定したそれぞれの内生変数の説明要因の中に、今回測定していない変数が存在し、かつ、その変数が、複数の内生変数に共通の説明要因となっている可能性が考えられる。例えば、分配的な側面と手続き的な側面、あるいは、公共利益の増進の側面のそれぞれの公正判断に系統的な影響を及ぼす未観測の共通要因が存在する可能性も考えられる。また、自由侵害感の判断と公正判断との間にも、未観測の共通要因の存在が考えられる。実際、Fujii, et al. (2004) や Jakobsson, et al. (2000) では、自由侵害感と公正感に未観測の共通要因が存在することが統計的に示されている。については、受容意識の先行要因である第二階層と第三階層の諸要因のそれぞれに、未観測値の共通因子が存在するものと想定し、それら要因の誤差間の共分散を推定することとした。その想定の下、有意な水準に届いた誤差共分散以外は0に固定した上で最終的に得られた推定結果を表6に示す。表6に示した通り、因果関係追加モデルにおいて有意となった因果関係は全て有意となる一方、第二階層と第三階層の諸要因の間の誤差共分散の中でいくつかのものが有意となった。誤差共分散の推定値に着目すると、自由侵害感の誤差項は、公正感、手続き的公正感、分配的公正感のそれぞれの誤差項と有意に負の共分散を持つことが示された。これは、先に引用した Fujii, et al. (2004) や Jakobsson, et al. (2000) の知見に一致する結果である。また、公正感の先行要因として想定した手続き的公正感、分配的公正感と公共利益増進期待の3要因のそれぞれの誤差項は、互いに有意に正の共分散を持つことが示された。これは、これらの3つの側面に共通して同じ方向に影響を及ぼす未観測の要因が存在していることを示唆している。例えば、特定の側面で公正感を高く評価するという傾向にある人は、それ以外の側面においても公正感を高く評価する傾向にあるものと考えられる。

なお、表6に示したように、モデル全体の適合度も十分に良好なものとなった。

表6

以上の推定結果は、公共事業の受容意識に影響を及ぼす先行要因間の因果関係について本研究で推定した因果関係に諸仮説を支持するものであると同時に、事前に想定していなかったいくつかの因果パス、ならびに、いくつかの変数間に未観測の共通要因が存在している可能性を示唆するものである。

因果構造を前提とした事業趣旨教示の効果分析

先に、事業趣旨教示の有無がいくつかの尺度に影響を及ぼしていることを示したが、その効果は、事業趣旨教示条件がその尺度に「直接的」に及ぼして生じたものである可能性と、その尺度の先行要因に影響を及ぼすことを通じて生じた「間接的」な効果である可能

性の双方が考えられる。この点を明らかにするために、先に推定した構造方程式モデル前提として、かつ、事業趣旨教示と罰金額についてのダミー変数（事業趣旨教示ありダミーと高額罰金ダミー）を、全ての変数に対する外生変数として導入した上で推定を行った。それぞれのダミー変数の係数の推定結果を、表7に示す。表7に示すように、高額罰金ダミーはいずれの変数に対しても有意な係数を持たなかったが、事業趣旨説明ありダミーの信頼に対する係数のみ有意傾向の正の効果($t = 1.84, p = .066$)が示された。この結果は、事業趣旨教示の各尺度に対する効果は、信頼に対する直接効果を媒介した、間接的效果である可能性を示唆するものである。

表7

考察

本研究では、公共事業が社会的選択の問題であり、かつ、現代社会の中で代議制民主制を採用しているという点を前提とした時、公共事業の合意形成問題において“公共受容”の問題は、極めて重大な問題となるであろうと考えた。そしてその認識の下、公共事業の合意形成問題における公共受容の問題を考えるために、受容意識に関わるいくつかの因果関係と信頼の醸成に関する仮説を措定し、それを検証するための実験を行った。本研究で行った実験は、都心部への自動車流入を規制する施策に関わるシナリオ実験の一つに限られており、そこで得られた結果を一般化するためには、さらなる実験や調査を重ねることが必要とされているものの、ここでは、こうした本研究の限界を踏まえつつ、本研究で得られた知見を以下にとりまとめることとしたい。

公共事業の受容意識の先行要因に関する因果構造

本研究では、公共事業の合意形成問題における公共受容の問題を考えるために、行政施策の受容意識についての因果構造について理論的に検討し、以下の仮説を措定した。すなわち、受容意識に自由侵害感負の影響を受ける一方公正感に正の影響を受け、公正感は手続き的公正感と分配的公正感と公共利益増進期待にそれぞれ正の影響を受け、そして、手続き的公正感と公共利益増進期待は、それぞれ行政に対する信頼に正の影響を受けるとの仮説を措定した。そして、規制的な行政施策の導入に関するシナリオ実験を行い、これらの変数を測定した上で、構造方程式モデルを用いて仮説検定を行った結果、以上に措定した全ての因果仮説の存在が統計的に支持されることとなった。しかし、モデル全体の適合

度は十分な水準で無かったことから、さらなる因果パスの追加やいくつかの誤差共分散の追加等を行い、統計的な基準に基づいて探索的に因果構造の改定を試みたところ、図2に示すような因果構造が推定されるに至った。

ここで、特質すべきは、行政への信頼は、事前に想定したように、手続き的公正感と公共利益増進期待に影響を及ぼしているばかりではなく、自由侵害感、分配的公正感、公正感、受容意識の全てに、直接、有意な影響を及ぼしている、ということが示唆された点である。この結果は、当初、理論的に想定していた信頼の効果を大きく上回る効果が存在する可能性を示唆している。この知見が、シナリオ実験ではなく、現実的な妥当性を持ちうるものか否か、あるいは、本シナリオ実験で取り扱った問題以外の公共受容の問題にも妥当する知見であるのか否かについては、さらなる知見を重ねる必要がある。しかし、行政の誠実性を信じている個人は、行政の手続きが公正であろう、行政の公共事業が公共の利益を増進せしめるであろうと期待するばかりではなく、行政の公共事業は分配的には公正であり、自由を侵害するものではないだろうと期待することも、十分理論的に想定されうるものと考えられる。さらに、本研究で想定した公正感の先行要因（手続き的公正、分配的公正と公共利益増進期待）以外の観点からも公正であり、かつ、本研究で想定した受容意識の先行要因（公正感と自由侵害感）以外の理由においても、行政施策を受け入れようと思えることも、十分あり得るものとも考えられる。

いずれにしても、以上の結果の一般化に向けてはさらなる研究が必要とされているものの、公共事業の公共受容の問題において、行政の誠実性に対する信頼の水準は、極めて重要な役割を担う可能性が示唆されたものと考えられる。逆に言うなら、行政への信頼の崩壊は、公共受容問題を考える上で致命的な問題となることを示唆するものと考えられる。

行政に対する信頼醸成の条件

本研究では、以上に述べた受容意識の因果構造仮説に加えて、信頼の醸成に関して、「行政が公共事業を実施するという事態を知覚した際、その公共事業の必要性を理解している場合の方が、その必要性を理解していない場合よりも、その公共事業の実施者である行政に対して、より高い信頼を形成する。」という仮説の検証を図るものであった。この仮説を検証するために、『その都心部には慢性的な道路交通渋滞が生じ、その結果、「大気汚染」「周辺環境の悪化」が深刻な問題となっている。』という一文を挿入するか否かの条件（事業趣旨説明の有無）を設けた。それと共に、公共事業の強制性の程度についての条件（高罰金

条件 vs. 低罰金条件) を設けた。シナリオ実験の結果、行政に対する信頼は、事業趣旨説明がある場合の方が高い水準となる傾向が示された。この結果は、「公共事業の必要性を理解している場合の方が行政に対してより高い信頼を形成する」という本研究の仮説を支持する結果であると言える。すなわちこの結果は、もしも国民の多くが必要性を感じている公共事業が存在するなら、その公共事業を行政が推進するという行為そのものが“信頼性行動”と解釈され、したがって、公共事業を推進するだけで、行政に体知る誠実性の信頼が高揚する、という可能性を示唆するものと考えられる。

さらに、信頼以外の尺度に関しても、事業趣旨説明によって高揚する傾向が確認された。すなわち、都心部への流入規制施策の導入問題において、都心部の交通混雑の問題についての上述の一文の教示があるだけで、その施策が分配的な公正であると考えられる傾向、手続き的に公正であると考えられる傾向、そして、その施策を受容する意識が高揚する傾向がそれぞれ示された。しかし、構造方程式モデルを用いた実験条件の効果分析からは、事業趣旨説明が影響を及ぼしているのは信頼に対してのみであり、手続き的公正感、分配的公正感、受容意識に直接影響を及ぼしている傾向は確認されなかった。これらの結果は、先に述べたように、公共事業の必要性を理解している場合ほど、規制的施策を実施しようとする行政に対する信頼の水準が高揚する、ということを改めて示す結果である。そして、それと同時に、手続き的公正感や分配的公正感、そして、受容意識は、事業趣旨の教示によって高揚するものの、それは、事業趣旨の教示によって直接的にもたらされた結果なのではなく、行政に対する信頼感の高揚を通じて間接的にもたらされた結果である、という可能性を示唆するものである。この結果は、受容意識問題においては、行政に対する信頼の水準が極めて大きな役割を担う、という先に述べた可能性を、改めて示唆するものと解釈できる。

行政施策の強制性の影響

本研究では、事業趣旨の説明の条件以外に、行政施策の強制性の程度 (Baron, 1995; Baron & Juney, 1993) を意味する罰金額の条件も設けていたものの、この条件は、受容意識とその先行要因として測定したいずれの尺度に対しても影響を及ぼしていないという結果が示された。無論、罰金額がより大きな場合や、罰金よりもより強制力の強い行政施策 (例えば、道路建設に伴う立ち退き等) を視野に納めた場合には、施策の強制性はより大きな役割を担う可能性も考えられるものの、少なくとも罰金額が一万円以内程度におい

ては、行政施策の強制性の程度は受容意識に対して大きな影響を及ぼすものではないという可能性を本結果は示唆しているものと考えられる。

ところが、行政に対する信頼に関しては、罰金額と事業趣旨説明の有無との交互作用が存在する傾向が示された。また罰金額の条件別に行った t 検定結果より、罰金額が千円の場合には、事業趣旨の一文の教示が存在する条件の方が、教示が存在しない条件よりも、行政に対する信頼は有意に高い水準となるものの、罰金額が一万円の場合には、そうした統計的差異は確認されなかった。すなわち、罰金額が低い場合（千円）には、信頼醸成についての本研究の仮説は支持されたものの、罰金額が高い場合（一万円）には、仮説は支持されなかったことを意味している。換言するなら、事業趣旨の教示の有無が信頼に及ぼす効果は、罰金額によって左右されるという結果が得られた。

こうした結果が得られた理由については、本研究の理論的想定範囲、ならびに、実験データの範囲では十分に明らかにすることは難しいであろう。しかしながら、罰金額が高い場合の方が、規制施策の必要性をより注意深く検討するという認知的なプロセスが駆動されると考えるのなら、この結果を理論的に説明可能であるかもしれない。すなわち、罰金額が高く、強制性が大きく、利己的な損失が大きい場合には、規制的な行政施策の必要性をより注意深く吟味し、それゆえに、本実験で提示した「一文」の事業趣旨教示では不十分であったのかもしれない。ところが、罰金額が低い場合には、そうした注意深い吟味がなされる、「一文」の趣旨教示で事業趣旨を納得する傾向が高かったのかもしれない。しかし、繰り返しとなるが、本研究の範囲では、以上の議論は推察の範囲を越えるものではない。強制性の程度の影響については、今後、さらに研究を重ねる必要がある。

政策的含意

最後に、本研究で得られた知見が示唆する、政策的含意を述べることにしたい。

第一に、国民や住民全員、あるいは、一部の国民や住民に何らかの利己的な損失を与えざるを得ない公共事業を実施するにも関わらず、利己的な損失を被る人々を含めてその公共事業を受容するという事態を目指す場合、自由侵害感や公正感、手続き的公正感、分配的公正感、公共利益増進期待、行政に対する信頼といった多様な心的な変数に配慮することで、人々の受容意識の高揚が期待できるという点が挙げられる。すなわち、仮に利己的な損失を与えざるを得ない状況であっても、手続き的な公正さや分配的な公正さを担保したり、より大きく公共利益を増進することを目指したり、あるいは、行政に対する信頼の

醸成を期待したりすることで公共受容は成立し、合意形成問題は解消しうる可能性がある。

第二に、その中でも、行政に対する国民からの信頼は、最も重要な変数である可能性が高い、という点である。逆に言うなら、行政に対する信頼が存在しない状況で、公共事業の公共受容を目指すことは極めて困難である。

第三に、行政に対する国民の信頼を確保する一つの方法として、「国民が必要だと感ずる公共事業を推進する」という方法が存在するという点である。これは、国民が必要性感ずる公共事業を推進するという行為そのものが、この行為者の信頼性を表す情報を発信する行為となりうるからである。

第四に、公共事業の必要性は、わずかな教示によって変わることがあり得るということである。このことは、「国民のニーズ調査」を行いその「ニーズ」にあわせて公共事業をなすという場当たりの対応だけが国民の信頼を得る方法ではない、ということをして、国民に的確な趣旨説明を為すだけで、公共事業の必要性の理解が得られ、それを通じて、国民の信頼を得ることが可能である、という可能性を含意している。

この含意は、実務的に極めて重要な意味を持つ。

なぜなら、これまでの数多くの公共事業の現場において行政が試みてきた「公共事業の趣旨説明」の努力が、現代において進行しているとしばしば言われる行政に対する信頼の崩壊を食い止めるための重要な役割を担ってきたことを示唆するからである。その点を踏まえるなら、もし仮に、何を説明しても国民に信頼してもらえないという焦燥を行政が抱いていたとしても、その時こそ「公共事業の趣旨説明」の努力を放棄するべきではない、という結論を得ることができる。もしもその努力を行政が放棄するのなら、国民からの行政に対する信頼の崩壊は加速してしまいかねない。だからこそ、行政は、信頼されていないという焦燥の直中^{ただなか}にいながらも、真摯に公共事業の趣旨を説明し続けること不可欠なのである。そうした説明は、当該の公共事業の理解を得る、という説明者が意図する効果をもたらすだけではない。それは、説明者が意図せざる内に、自分自身に対する信頼を醸成するための重要な条件を提供し続けるのである。

しかしながら、本研究のデータは、「公共事業の強制性が強い場合」あるいは、「公共事業に伴う利己的損失が大きい場合」においては、「わずかな教示」でその公共事業の必要性の理解を得ることは難しいという可能性も示唆している。これが、本研究の第五の政策的含意である。こうした場合にどのようにすれば事業の趣旨の理解を得られるのかについては、本研究の範囲では明らかにできない。その点を理解するためには、どのようなコミュニ

ケーションを、どのような形で、誰が、いつ、どこで、誰に対して図るべきなのか、等についての研究を進めることが必要であろう。この点については、実務的に重要な今後の課題である。

いずれにしても、本研究は、行政が本当に誠実に公共利益の増進のために公共事業を為しているとするなら、それを進めるだけで国民の信頼が得られる可能性が存在するという楽観的な見通しを暗示するものである。無論、そうした楽観的な見通しは、あくまでも理論的な一可能性にしかすぎず、現実の様々なコンフリクトとジレンマが横たわる合意形成問題に、そうした楽観的な見通しが常に実際に成立するとは言いがたいであろう。しかしながら、そうした状況においてすら公共事業の公的な趣旨、すなわち“大義”の理解さえ得られるなら、信頼の高揚は期待でき、それを通じて合意形成の解決の糸口は見つかるかもしれない、という理論的な解が存在しうることを理解している“合意形成問題の当事者”（例えば行政官やNPO等）の振る舞いは、それを理解しない当事者の振る舞いとは多少なりとも異なる、ということもあり得るかもしれない。その可能性があるのなら、行政に対する信頼に関する研究は、今後も引き続き進めていく意義は十二分にあるに違いない。

引用文献

- Bamberg, S. & Rölle, D. 2003 Determinants of people's acceptability of pricing measures: replication and extension of a causal model. (In) Schade, J., & Schlag, B. (eds.), 2003 *Acceptability of transport pricing strategies*. Amsterdam: Elsevier, p. 235-248.
- Baron, J. 1995 Blind justice: Fairness to groups and the do-no-harm principle. *Journal of Behavioral Decision Making*, 8, 71-83.
- Baron, J. & Journey, J. 1993 Norms against voting for coerced reform. *Journal of Personality and Social Psychology*, 64, 347-355.
- Chesterton, G.K. 1908 *Orthodoxy*, New York: Lane.
- Cook, K.S. (ed.) 2001 *Trust in society*, New York: Russel Sage Foundation.
- 土木学会誌編集委員会 2004 合意形成論 総論賛成・各論反対のジレンマ 土木学会
- 藤井 聡 2003 社会的ジレンマの処方箋：都市・交通・環境問題の心理学 ナカニシヤ出版
- 藤井 聡 2004a 公共事業の決め方と公共受容 (In) 木下栄蔵 大野栄治 (共編) AHPとコンジョイント分析, 現代数学社, p. 15-43.
- 藤井 聡 2004b TDM の受容問題における意思決定フレーム, 土木計画学研究・論文集, 21 (4), pp. 961-966.
- Fujii, S. Gärling, T., Jakobsson, C. & Jou, R.C. 2004 A cross-country study of fairness and infringement on freedom as determinants of car owners' acceptance of road pricing. *Transportation*, 31, (3), 285-295.
- Fujii, S. Kitamura & R., Suda, H 2004 Contingent Valuation Method for Procedural Justice. *Journal of Economic Psychology*, 25 (6), 877-889.
- 藤井 聡・吉川 肇子・竹村 和久 2004 東電シュラウド問題にみる原子力管理への信頼の変化, 社会技術研究論文集, 2, 399-405.
- Fujii, S., Kikkawa, T. & Takemura, K. in press *Trust and Acceptance of Risks*. in *SSR2003 post conference book*.
- 藤田政博・亀田達也 2000 適応的集団意思決定 - リサンプリング法による“多数決決定の頑健さ”再考 - . 日本社会心理学会第41回大会発表論文集, 166-167.
- 針谷雅幸・藤井聡 2003 土木事業における信頼の心理要因分析, 土木計画学研究・講演集,

No. 28 CD-ROM.

- 橋爪大三郎 1992 民主主義は最高の政治制度である 現代書館
- 林直保子・与謝野有紀 2002 一般的信頼と人物情報に対する敏感さ 高信頼・低信頼者の情報パターンの対称構造について. 日本社会心理学会第 43 回発表論文集, 112-113.
- Jakobsson, C., Fujii, S. & Gärling, T. 2000 Determinants of private car users' acceptance of road pricing. *Transport Policy*, 7, (2), 153-158.
- 亀田達也 1997 合議の知を求めて グループの意思決定 共立出版
- 菊地雅子・渡邊席子・山岸俊男 1997 他者の信頼性判断の正確さと一般的信頼 実験研究, 実験社会心理学研究, 37, (1), 23-36
- 小杉素子・山岸俊男 1998 一般的信頼と信頼性判断. 心理学研究, 69, (5) 349-357
- Kramer, R.M. & Tyler, T.R. 1996 *Trust in Organizations*. Saga Publications Inc., California.
- Kreps, D. 1990 *Corporate culture and economic theory*. (In) J. Alt and K. Shepsle (eds.), *Perspectives on Positive Political Economy*, Boston: Harvard Business School Press.
- Leventhal, G.S. (1980) What should be done with equity theory, New approaches to the study of fairness in social relationships. (In) K.J. Gergen, M.S. Greenberg & R.H. Willis (eds.) *Social Exchange: Advances in Theory and Research*, New York, NY: Plenum Press, p. 27-55.
- Lind, E.A. & Tyler, T.R. 1988 *The social psychology of procedural justice*. Plenum, New York.
- Mill, J.S. 1861 著, 水田 洋 1997 訳 代議制統治論 岩波書店
- 中谷内一也・渡部幹 2002 信頼の構築 人質供出の自発性による信頼関係の形成, 日本社会心理学会第 43 回発表論文集, 110-111.
- 中谷内一也・渡部幹 2003 信頼の構築 (2), 日本グループダイナミクス学会第 50 回発表論文集, 56-57.
- 中谷内一也・渡部幹 2003 信頼の構築 (3) 信頼獲得に関する人質供出と“実績”との比較, 日本社会心理学会第 44 回発表論文集, 168-169.
- 大淵憲一 2004 日本人の公正観 現代図書
- プラトン(著)・藤沢令夫(1971 訳) 国家(上・下) 岩波文庫

Rasinski, K. & Tyler, T., R. 1987 Fairness and vote choice in the 1986 Presidential election. *American Politics Quarterly*,16, 5-24.

佐伯胖 1980 決め方の論理 東京大学出版.

Slovic. P. (1993) *Perceived risk, trust, and democracy. Risk Analysis*, 13, 675-682.

田中堅一郎 (編著) 1997 社会的公正の心理学 , ナカニシヤ書店.

Thibaut, J. & Walker, L. 1975 *Procedural justice: A psychological analysis*. Hillsdale, Lawrence Erlbaum, NJ.

Tyler, T. R., Rasinski, K. & McGraw, K, 1985 The influence of perceived injustice on support for political authorities. *Journal of Applied Social Psychology*, 15, 700-725.

Tyler, T. R., Beckmann, R. J., Smith, H. J. and Huo, Y. J. (1997) *Social Justice in a Diverse Society*. Westview Press, Boulder, CO.

渡部幹・中谷内一也 2003 信頼の構築 (4) 実験ゲームによる行動的指標 , 日本社会心理学会第 44 回発表論文集 , 170-171.

山岸俊男 1998 信頼の構造 こころと社会の進化ゲーム 東京大学出版会

表 1 各尺度の質問項目と平均(M), 標準偏差(SD)ならびにクロンバックの信頼性指標

受容意識 (M = 3.24, SD = 0.87)(信頼性係数 α = 0.88)

「この法律に賛成しますか？」

「この法律を遵守しようと思えますか？」

「罰金の制度に、腹立たしさを感じますか？」(逆転項目)

の 3 尺度で測定

自由侵害感 (M = 3.01, SD = 0.99)

「この法律は個人の自由を侵害すると思えますか？」

公正感 (M = 2.97, SD = 0.90)

「この法律は正しい法律だと思えますか？」

分配的公正感 (M = 2.77, SD = 1.01)

「この法律は“みんなに公正な法律”だと思えますか？」

手続き的公正感 (M = 2.87, SD = 0.92)

「この法律が制定された手続きは正しかったと思えますか？」

公共利益増進期待 (M = 3.23, SD = 0.88)(信頼性係数 α = 0.93)

「この法律が制定されれば、この都市は良いものになると思えますか？」

「この法律が制定されれば、交通問題は解消されると思えますか？」

の 2 尺度で測定

行政への信頼 (M = 3.08, SD = 0.88)(信頼性係数 α = 0.97)

「この法律を制定した行政は、信頼できると思えますか？」

「行政は、どれくらい真剣に交通問題に取り組んでいると思えますか？」

「行政は、交通問題をどれくらい深刻に捉えていると思えますか？」

「行政はどれくらい誠実に交通問題の解消を目指していると思えますか？」

の 4 尺度で測定

注：各尺度は、「全くそう思う」から「全くそう思わない」までの 5 件法（最小値 1，最大値 5）で測定した。また、複数項目で測定した変数についてはそれらの平均で尺度を構成したが、[†]の項目については、逆転させた上で尺度を構成した。

表2 実験条件別の各尺度の平均値(M)と標準偏差(SD)

	事業趣旨教示なし		事業趣旨教示あり	
	罰金千円	罰金一万円	罰金千円	罰金一万円
	M (SD)	M (SD)	M (SD)	M (SD)
受容意識	3.22 (0.85)	3.14 (0.89)	3.36 (0.85)	3.28 (0.90)
自由侵害感	3.22 (0.85)	3.00 (1.03)	2.94 (1.05)	3.10 (0.92)
公正感	2.96 (0.86)	2.93 (0.90)	3.08 (0.97)	2.99 (0.91)
分配的公正感	2.74 (0.98)	2.72 (0.99)	2.85 (1.03)	2.86 (1.03)
手続き的公正感	2.84 (0.89)	2.81 (0.91)	2.97 (0.98)	2.91 (0.92)
公共利益増進期待	3.17 (0.91)	3.22 (0.84)	3.33 (0.91)	3.26 (0.87)
信頼	2.99 (0.90)	3.08 (0.87)	3.22 (0.87)	3.09 (0.90)

表3 各尺度の2 (事業趣旨教示あり vs.無し) × 2 (罰金額千円 vs.一万円) 分散分析結果

	事業趣旨教示 主効果 F (p)	罰金額 主効果 F (p)	交互作用 F (p)
受容意識	5.15 (.024)**	1.61 (.205)	0.00(1.000)
公正感	0.15 (.695)	1.74 (.187)	1.07 (.301)
自由侵害感	2.06 (.151)	0.94 (.332)	0.18 (.669)
分配的公正感	3.20 (.074)*	0.00 (.972)	0.06 (.806)
手続き的公正感	3.23 (.073)*	0.53 (.468)	0.04 (.848)
公共利益増進期待	2.63 (.105)	0.00 (.952)	0.96 (.327)
信頼	3.39 (.066)*	0.11 (.743)	3.18 (.075)*

* p < .10 ** < .05

注) 各 F 値の自由度はいずれも(1, 796)

表 4 基本モデルの推定結果

因果パス		標準化係数	t 値
行政への信頼	手続き的公正感	0.65	22.83**
行政への信頼	公共利益増進期待	0.61	21.98**
分配的公正感	公正感	0.23	9.45**
自由侵害感	受容意識	-0.30	-11.26**
公正感	受容意識	0.48	15.72**
公共利益増進期待	公正感	0.19	6.59**
手続き的公正感	公正感	0.41	15.34**

$\chi^2 = 461.93$	$p < .001$	自由度=11
NFI	0.898	
CFI	0.900	
RMSEA	0.214	
RMSEA (upper bound)	0.232	
サンプル数	800	

* $p < .100$ ** $p < .050$

表 5 因果構造における階層構造

第一階層	受容意識
第二階層	自由侵害感, 公正感
第三階層	分配的公正感, 手続き的公正感, 公共利益増進期待
第四階層	行政への信頼

表7 実験条件の影響に関する分析

	高額罰金ダミー 標準化係数 [t 値]	説明文有りダミー 標準化係数 [t 値]
公正感	-0.04 [-0.94]	-0.01 [-0.19]
手続き的公正感	-0.03 [-0.67]	0.04 [0.83]
受容意識	-0.02 [-0.35]	0.06 [1.20]
公共利益増進期待	0.01 [0.18]	0.03 [0.62]
分配的公正感	0.01 [0.15]	0.06 [1.00]
自由侵害感	0.08 [1.29]	0.07 [1.10]
行政への信頼	-0.02 [-0.03]	0.12 [1.84*]

* p<.100 ** p<.050

注)本モデルの内生変数間の因果パスの係数や誤差共分散等は,表6の推定結果と同様である。

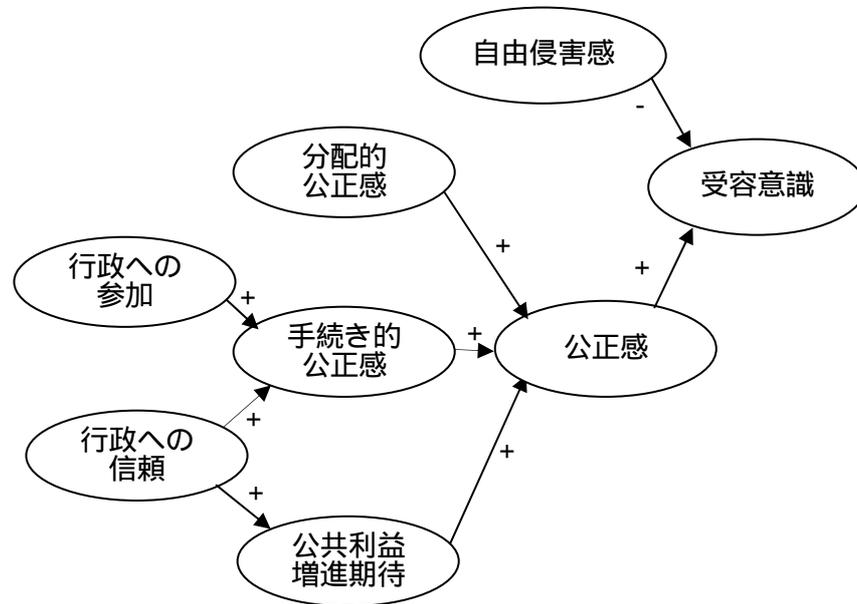
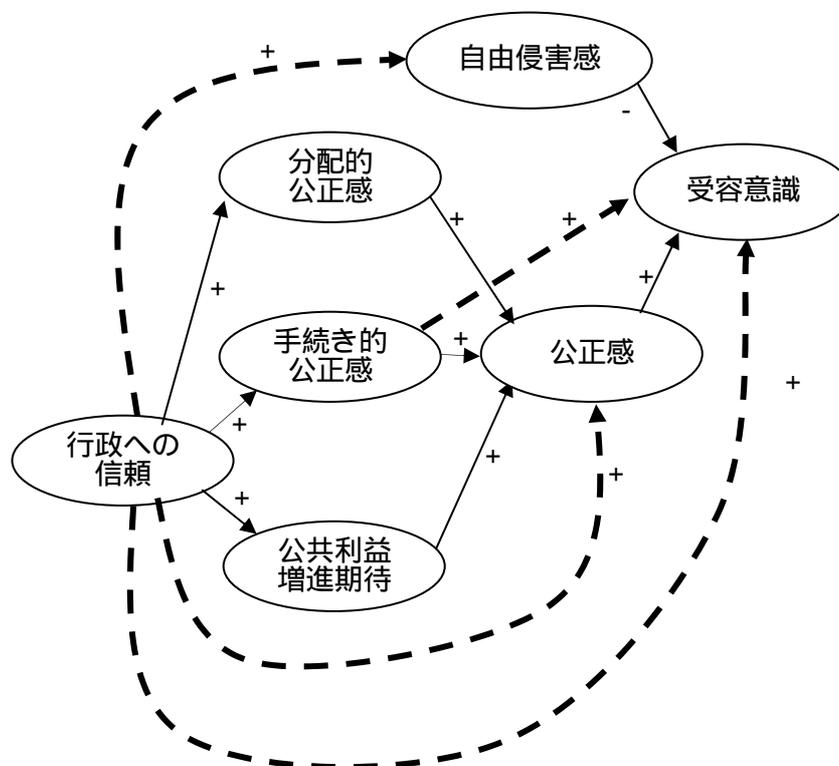


図1 受容意識の先行要因に関する因果構造仮説



——▶ 仮説として測定され、かつその仮説が統計的に支持された因果パス
- - - -▶ 仮説として測定されていなかったが、統計的に示唆された因果パス

図2 構造方程式モデルより示唆された受容意識の先行要因に関する因果構造

添付表	
投稿先	実験社会心理学研究
論文の種類	原著論文(特集号)
表題	行政に対する信頼の醸成条件
	A condition of development of trust toward public administration
著者	藤井 聡
	Fujii, Satoshi
所属機関	東京工業大学大学院理工学研究科
	Graduate School of science and technology, Tokyo Institute of Technology
連絡先	〒152-8552 東京都目黒区大岡山 2-12-1 東京工業大学大学院 理工学研究科 土木工学専攻 tel & fax : 03-5734-2590 e-mail : fujii@plan.cv.titech.ac.jp
第1著者の生年月日	1968年10月15日
謝辞等	本研究の実験計画において, 早稲田大学竹村和久教授, 慶應義塾大学吉川肇子助教授から様々な示唆を受けた。また, 実験データの整理においては, 東京工業大学大学院平成15年度修了柳田雅俊君, 東京工業大学修士課程1年宮川愛由君の協力を得た。ここに記して深謝の意を表したい。